

<研究ノート>

私立大学の入学者選抜とその公正

——東京医科大学の入試における女子受験者についての
得点操作問題に関連して——

清 野 惇

1 はじめに

東京医科大学の入試に端を発した私立医科大学における女子受験生の差別的選抜問題は、平成30年12月14日文科科学省（以下文科省という。）の最終調査報告において8医科大学と1医学部の入試を不適切と認定したことによって一応の決着をみたようであるが（平成30年12月25日朝日新聞朝刊。）この文科省の不適切の認定には問題が多い。

まず第1に、この不適切認定の法的性格であり、その法的効力である。第2に、不適切判断の法的根拠である。第3に、入試の合否判定の基準如何であり、第4として、文科省の入学者選抜に対する監督権限と私学の自主性尊重との関わりである。以下においてこれらの問題点を新聞報道に基づき適宜論述することにする。

2 不適切認定の法的性格

文科省は、8医科大と1医学部（以下本件医科大等という。）について、その入試を不適切と認定しているが、この法的性格が問題となる。即ち、それが行政指導なのか、行政処分なのかの問題である。これらの行為は公権力の行使にあたるので、法律上の根拠が必要であるが、文科省はいかなる法令を根拠にこの認定をしたのかである。この点が明確でなければ医科

大学側は、その認定の是非を争う法的手続をとることが困難となる。

ところで大学の入学者の選抜に関する法規定としては、学校教育法第3条の規定によって文科大臣が制定した大学設置基準2条の2の規定がある。この規定が大学一般の入学者選抜に関する唯一の規定であり「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と規定している。

学校教育法は、この大学設置基準の実効性を確保するため、設置基準の定め故意に違反した場合には、文科大臣は当該学校の閉鎖を命じることができ、その命令に違反した者に対しては、6月以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金の制裁を科することができるとしている(13条、143条)。したがって文科省が本問題を大学設置基準にかかわる案件として採り上げるとすれば、違反の有無であって適否ではない筈である。尤も、大学設置基準2条の2は「適切な体制」で行うことを求めているので、不適切認定は本件医科大学等が、適切な体制で入試を行っていないことを認めたものとも解される。文科省が表立って同条違反とせず不適切としたのは行政指導でことを済まそうとしたものと考えられる。いずれにしてもこの性格が不明確な処置により、本問題は一応の決着をみたといえるが、私立大学の自主性の尊重という、その存在価値にもかかわる案件の処理としては、不満が残る結末である。

3 入学者の選抜と大学設置基準

文科省が学校の行う入学者選抜に干渉するには、それなりの法的根拠が必要である。今回の不適切認定については、文科省はその権限の根拠を示していないが、おそらく大学設置基準をその根拠としての権限行使と思われることは前述した。

大学設置基準は、学校教育法第3条に基づいて大学の「設備、編制その他」に関する設置基準として制定された文科省令であり、その定める基準は、大学設置時だけでなく、その後も引き続き維持すべき最低基準でも

ある。その2条の2は、入学者の選抜を公正かつ妥当な「方法」により、適切な「体制」を整えて行うことを求めているので、文科省は、この規定の範囲で大学の入学者選抜に関与できることになるが、その権限の中心は、大学の設備や編制が基準を満しているか否かを審査し、適合していなければ違法として是正の措置をとらせ、故意の違反である場合には、学校閉鎖の命令を発することである。文科省の今回の措置は、この監督権の発動と思われるが、不適切という認定が、もし当該医科大学等の入学者選抜の設置基準適合性を問題としたのであれば、それは選抜体制を問題としたものか、それとも選抜行為を問題としたものかのいずれかである。もし後者であるとすれば、入学試験の合否判定に公権力が干渉できることを意味することになるが、大学設置基準2条の2は、それを認める根拠になりうるかが問われることになる。同条は選抜の方法及び体制についての最低基準を定めたもので、選抜行為（合否の判定）の基準を定めたものではないのではないかという疑問である。なんとなれば、設置基準は、度合いを付しうる、基準に馴染む事柄を対象とするもので、判断行為など基準設定に馴染まない精神面の活動は、その対象とはなりえないと思われるからである。例えば、選抜判断には最低も最高もありえないのである。

文科省のこの基準行政は、学校教育に対する国の不当な支配を排除するためのもので、基準に適合すれば、学校設置の認可を拒否できない意味においても、その基準を維持している限り干渉できない意味からも、文科省の学校教育における権限を教育施設としての学校の設備や編制等の基準設定に馴染む事項に限ったものといえる。いわば設置基準は学校のハード面の基準を定めたものであり、そのソフト面である教育活動の基準を定めたものではないと考える。

ところで大学が行う入学者の選抜行為（選抜判断）が、設置基準2条の2の規定する「選抜の方法」に含まれるか否かである。もし「選抜の方法」に含まれるとすれば、文科省は同条を根拠に大学側の選抜判断に干渉しうることになるが、含まれなければ選抜判断に立ち入ることは認められない

ことになる。

選抜の「方法」とは、選抜の手段をいい、例えば学力試験によるとか、出身高校の内申によるとかがそれに当るが、学力試験の結果や内申の評価に基づく合否の判定も、選抜の方法に含まれるか否かである。入学試験を行うのは、その結果を利用するためであり、両者を切り離すことはできないことを理由とする肯定説と設置基準は学校のハード面の基準を定めるもので、そこで行なわれる教育活動の基準を定めるものではないので、その一環をなす入学者の選抜判断は、当然含まれないとする否定説とが考えられる。

ところで私立学校法第1条は、私学の公共性と並べてその自主性の尊重をうたっているので、選抜の判断が選抜の方法に含まれるとしても、私学の特性から、私学の入学者の選抜は私学が自主的に行うことができ、設置基準2条の2の適用は受けないとする意見もありうる。

このように設置基準2条の2については、選抜判断が選抜の方法に含まれるかどうかの問題の前に、同条そのものが私立大学の入学者選抜に適用できるか否かの問題が存在するのである。文科省の今回の不適切認定が、もし同条を根拠としているとすれば、当然肯定説に立っていることになる。

4 入学者選抜と在学契約

今日、学校に入学する者は、学校設置者と在学契約を締結して就学することになるので、入学者の選抜とこの在学契約との法的関係が問題となる。即ち、入学試験の法的位置付けである。

受験生は、通常、募集要項を読んで受験校を選び、入学願書を提出して入学試験を受け、合格通知を得て受験校に入学するという経路を辿るが、入試受験の法的意味については、これを願書提出と一体をなす在学契約の申込行為と解する立場と願書の提出と同時になされる契約申込資格の認定申請行為と解する立場とが考えられる。両者の違いは、合否判定の法的効果に生じる。前者では合格通知は、入学願書による在学契約の申込に対す

る学校側の承諾行為であり、合格者は直ちに受験校の学生身分を取得するのに対し、後者では合格通知は、申込資格の認定通知であって、それによって提出済みの入学願書は名実ともに在学契約の申込として扱われることになるだけで、合格通知によっては、学生身分は取得されず、受験校の承諾行為例えば、保護者と連名の誓約書の提出や入学金の授受等の行為をまわって在学契約は成立し、受験者は学生身分を取得することになる。前者では、入学金の授受なしに受験校は、合格者を自校の学生として取扱うことになり、その者の行為について法的責任を負わねばならず適当ではない。なお選抜方法としてセンター試験と受験校の個別試験とを組み合わせる大学では、このセンター試験と在学契約との法的関係が、更に問題となる。

入学試験の法的位置付けについては、このように問題はあがるが、いずれにしても選抜は、私学にとっては、在学契約という私法上の契約の相手方選定行為といってよい。したがって、もし入学者の選抜判断も選抜の方法に含まれると解するとすれば、文科省に対し、在学契約の相手方選定に干渉する権限を認めることになるので賛成し難い。

ところで大学設置基準2条の2は、入学者の選抜が「公正かつ妥当」な方法とすべきことを規定しているが、その選抜の方法の「公正」は、選抜自体の公正をも意味すると解すべきかである。入学者の選抜は、選抜の手段方法即ち、その手続とその結果の利用の二つの部分に分けられる。入学試験を例にとると、学力試験によって受験生に得点順の序列をつける部分とその序列に従って合格者を決定する部分がそれである。前者の部分が選抜の手段方法で、後者の部分が選抜判断であり、合否の判定である。受験生を収容定員の入数通り入学させる場合には得点の序列に従って、合否を判定すればよいので、選抜判断の存在は余り意識されないが、収容定員より多く、或いは少なく合格者を判定する場合には、その判断部分が顕在化する。このように入学者の選抜は、二つの部分から成り立っており、大学設置基準2条の2のいう「公正かつ妥当」な方法とは前者の部分を目指し、選抜判断を含まないと解すべきことは、先に触れた。私学における入学者

選抜は、学校側の自主的判断に委ね、文科省はこれに介入すべきではない。そのことは入学者選抜が在学契約の相手方選択行為であることから当然である。

5 私立大学における入学者選抜

ところで私立大学の入学者選抜について、大学設置基準2条の2の適用を否定するとすれば、私立大学の入学者選抜についての法的準則は存在しないことになるが、準則の必要性が消滅するわけであれば、それに替わる何らかの準則が必要となる。そこで新たな準則として考えられるのが、社会的相当性という観点である。選抜の方法も、選抜の判断も、その是非はこの観点から評価すべきである。その社会的相当性は、設置基準2条の2の基準観念である「公正かつ妥当」をも取り込んだ、それに代る観念として機能し、入学者選抜の方法は勿論、選抜の判断も、この見地からその是非が評価され、その評価は学校教育法の定める自己評価及び認証評価の対象ともなるだけでなく（第109条）、その評価の公表により世間一般の批判を受けることになる。

今回の文科省の不適切認定は、大学設置基準2条の2の規定する「公正」を念頭に置いての判断と思われるが、法令はなぜ直截的に公正を選抜の規範として規定しなかったのかである。

学校教育法第3条は、学校設置者は文科大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従わなければならないと規定し、設置基準の制定を文科省令に委任しているが、学校の設置運営について基準主義を採用したのは学校教育に対する国の不当な干渉を控制させるため、その方法として許可制をとらず、基準主義による認可制をとったもので、学校の種別毎に設置基準を定め、設置時のみならず設置後もその基準の維持を義務付けているのである。

この設置基準は、あくまでも基準になじむ学校の物的設備や人的配備や教育課程等学校のいわゆるハード面の最低基準を定めるものであって、そ

のソフト面ともいうべき、そこで行われる教育活動を対象とするものではないから、不公正な選抜を禁止する実体規定を置かないことは当然といえる。

教育基本法第16条（教育行政）の定める教育行政の謙抑性からしても、教育活動について規範を定めること自体不適切といえる。

文科省の不適切認定は、本件医科大学等の入学者の選抜の仕方を不適切と判断している訳であるが、適切・不適切の判断の根拠については、触れていないので推測の域を出ないが、設置基準以外には考え難いのである。

このように今回の文科省の不適切認定は、「公正」を基準とした評価であると推断されるのであるが、通常、適切・不適切は目的との関係で決まるといってよい。ところで入学者選抜の目的は、必ずしも一様ではない。特に私学においては、特定の目的や理念を建学の趣意や精神としており、その実現のための学校設置である。したがって選抜の判断が、適切か否かは、公正か否かではなく、開学の目的や意図との関係で決まる筈であり、入学試験の成績順により、入学者を決定することを公正の当然の結果として、選抜の方法の適切・不適切を論じることは適当でない。

6 学校の入学者選抜の権限

入学者選抜において考えなければならないのは、入学者を募集する学校側に入学者選抜の権限のあることは当然としても、その選抜権行使についての法的規制の有無である。

学校教育法令は、当該学校の収容定員を、学校設置の認可申請書に添付すべき学則の必要的記載事項の一つとしており（同法施行規則3条）、またその変更にも認可申請を必要としているので（施行規則5条）、選抜の権限は、この面から制約を受け、認可を受けずに収容定員の増減はできないことになるが、受験生の数がこの収容定員数を超えているのに、学力不足を理由に収容定員数を下廻る人数の合格者に止めたり、或いは経営上の理由から収容定員数を超える人数の合格者を選抜することが許されるかである。

学校の収容定員を認可事項とし、又設置基準に規定しているのは、それぞれの学校の設備や教員の陣容等に相応する入学者数を収容定員とすることにより、学校教育の適正を図るためではあるが、同時に学校教育を受けることを望む国民のニーズに応え、その学習の機会を保障するという憲法上の要請があつてのことと思われる。このように学校設置者は認可なしに自由に入学者数を調整することは、原則として認められないというべきであるが、入学辞退者に備えて、例外的に一定限度で収容定員数を超える人数の合格者を選抜することが、文科省によって容認されている。

憲法第26条1項（教育を受ける権利）は、国に向けられた条規であつて、国は法律をもって国民の教育を受ける権利に応えるべき責務を負い、学校教育法はまさにその責務を果す法律で、学校の収容定員に関する大学設置基準18条は、その一環といつてよい。国はこの設置基準の定めにより、私学に対しても、収容定員の順守を求めているが、収容定員の多寡が、その財政に直結する私学の場合は、私学の自主性との調整が要求される。入学辞退者対策として、収容定員を超える合格者の選抜の容認は、その一例といつてよい。

国が私立大学の収容定員の認可権限を有する結果として、入学者の選抜についてその干渉を受ける虞れがある。学校を設置し維持することは、本来国の憲法上の責務であり、民間の負うべき責務ではないが、私学は学校の設置認可を取得するのと引き換えに、その責務の一部を分担しているのであつて、私学の収容定員の定めは、その分担の一つであり、私学としては、その収容定員とされる人数の入学者を収容すれば、その分担責任を果たしたことになるのであつて、その選抜をどう行うかは、私学が自主的に決めることである。学校教育における私学の自主性の尊重とは、まさにそのことをいうのである。

7 選 抜 と 公 正

大学設置基準2条の2にいう「公正」という評価観念は、いうまでもな

く受験校の入学者選抜体制の姿勢を意味する。その選抜体制とは、入学願書の受付や試験問題の作成・印刷・保管等の入試業務、試験監督、答案の採点、合否判定等の一連の選抜業務を指すと解するが、選抜の方法の公正は、現在のところ、入学試験という学力の競争試験により実現されていると一般に考えられている。大学設置基準2条の2にいう「公正」な選抜の方法とは、いかなる手段方法により入学者を選抜するかを問題とするもので、学力試験や人物考査がこれに当り、その結果や評価をいかに合否の判定に結びつけるかという選抜方法の結果の利用まで含むか否かについては前述した。

文科省発表の本件医科大学等の入試についての調査報告は、不適切な入試に該当する場合として二つの事例を示している。その一つは、合理的な理由なく成績の順位を飛ばすなどして特定の受験生の合否を判定することであり、今一つは、性別や年齢、出身地域など属性を理由として一律的な扱いの差をつけることをあげているが、前者では、順位を飛ばすことが許される合理的な場合とは、いかなる場合を想定しているのか、後者については、そこでいう属性とは生来のものに限られるのかという問題がある。特に後者の属性については、属性とは「物の特徴・性質」を意味すると一般に解されているからである。この解釈からすれば後天的なものも含まれるが、調査報告では先天的な事項のみが挙げられているので疑問が生じる。

ところで今回の不適切認定は、選抜の方法が「公正」を欠くためか、それとも「妥当」でないためか判然としないが、その定義的に挙示する事例は、いずれも公正を欠く場合の事例のように思われるので、不適切認定は、選抜方法が「公正」を欠くことを指摘したものと解される。

もしそうであれば、各種の推薦入学を含む入学者選抜は、公正といえるのかが問われるだけでなく、一般入試での得点順位による選抜が公正な選抜といえるのかという根源的な問題にまで及ぶことになる。なんとすれば受験生の知的能力自体今日の遺伝子理論をまつまでもなく、偏差値は受験校選定の基準と化しており、運動能力と同様受験生の属性の一つとみるこ

とも可能である。かつて一芸に秀いでた者を別枠で入学させるべきであるとの議論が行なわれ、スポーツ入学が実施されるに至った。もし知的能力を受験生の属性の一つとすれば一般入試における学力試験の得点順位による選抜方式もまた受験生の属性に基づくものとして公正な選抜ではないことになる。尤も、文科省が不適切としているのは、単に属性に基づく扱いではなく、それを理由に一律的に扱うことであるが、学力による競争方式が公正でないとしても、今日のところ、この方法を公正な選抜方式とせざるをえないのである。それでは公正な選抜とは如何なる選抜方法をいうのかである。公正とは、公平で邪曲のないこと、換言すれば正しい公平を意味する観念であるから、同一条件の下における学力の競争でなければならないが、学力も属性の一つとみるならば、学力による競争も公正とはいえないことになるので、それは学力の優劣による選抜ではなく、受験生の知的能力とは無関係な抽選・籤引による選抜ということになろう。これこそ受験生の属性を排除した選抜であるが、小規模の大学の入試では実行可能だとしても、一般の大学では実行困難であろう。したがって抽選による選抜は、公正ではあるが妥当ではないことになる。

8 選抜手段としての学力試験の目的

そもそも学校はいかなる目的から、受験生に学力試験を課しているのが問題となる。単に収容定員を超える受験生からその定員数に見合う入学者を選抜するだけならば、内申書（調査書）による選考も考えられるので、学力試験は必須ではないが、それにもかかわらず、これを実施し成績順で合格者を決めるのは、それ以外に受験生に序列を付ける適当な方法がないとしても、その意図するところは、優秀な受験生を入学させることにより、当該学校の知的レベルを向上させ、受験界にその存在を認知させるという経営的メリットにあるとあってよい。ところで大学の一般入試における学力試験という選抜方法が、なぜ公正な選抜方法なのか改めて考えてみる必要がある。先に指摘したように、受験生の知的能力即ち才能もまた当人の

属性の一つとすれば、一般入試の学力試験の得点順位による選抜は、才能を有する受験生の存在を格別に考慮しない選抜として、才能の有無という観点から、その順位の修正を必要とする場合のあることは、優秀な入学者の確保を入試の目的の一つとする学校では考えられることであるが、そのような選抜が公正といえるか否かが問われることになる。さらに入学者の選抜は、学力試験のみによるわけではなく、調査書における評価や面接による人物考査の評価をも加えて総合的に合否の判定をしている学校も少なくない。また学力試験の成績順によって合否の判定をするにしても、学力の考査方法やその成績評価が適正でなければならない。いずれにしても入学者の選抜方法として学力試験を採用する以上その公正を期する必要がある。公正観念の核心が公平にあるとすれば、同一条件の下での競争試験こそが入学者選抜の公正ということになるが、現在の各大学の入試には、この観点からも解決すべき多くの問題が存在するように思われる。

9 募集要項と公正

受験生は、在学契約の申込みの誘因である各大学の募集要項を読んで受験校を選定している。そこに記載された選抜条件の通りの選抜が行われれば問題はないが、これに違う場合は公正を欠く虞れがあるので、募集要項の記載は重要である。

ところで今日一般化している各種の推薦入学等、一般入試による入学に対する変則的入学を認めることは、選抜の公正を損わないかという疑問である。確かに一つの入学者選抜の中に選抜条件を異にする入学者が混在する状態は異常であり、その選抜は公正を欠くと思われるが、選抜条件を異にする選抜を、それぞれ別個の選抜とみれば、公正か否かは選抜毎に判断されるべきことから、変則的選抜をもって一概に不公正な選抜とは言いがたいことになる。この見地からすれば、募集要項には、一般選抜と変則的選抜の両者それぞれの採用定員と選抜条件を明示することが肝要である。

この変則的選抜の必要事項が、募集要項に記載されていれば、選抜の公

正・不公正は問題とならず、問題となるのは、その選抜条件の妥当性である。その選抜条件が妥当性を欠く場合には、その変則的選抜は大学設置基準2条の2に違反することになる。

募集要項の瑕疵が、当該入学者選抜の正当性に如何なる影響を与えるかは、少なくとも私学に関する限り、前述の公正に代る社会的相当性の観点から判断すべきである。また選抜の条件をどの程度募集要項に記載すべきかも、この見地から考えるべきであり、それは当該学校を受験するか否かの意思決定に必要な情報の提供で足りると解する。この場合には、前述の如く、推薦入学等の変則的選抜は、前期・後期の試験や第二次募集の試験と同様一般入試とは別個の選抜として入学定員等の所要の事項を掲載すべきである。配布した募集要項に掲載せずに差別的選抜を行い、受験生の信頼を損った場合には、その瑕疵は相当性の見地から、その是非が判断されることになる。その結果相当でないと評価されたときは、学校側は契約締結上の過失若しくは不法行為等の法的責任を問われることもありうる。

10 不適切認定の法的効果

文科省は、今回、多くの私立医大の入学者選抜を不適切としたが、前述のように、その法的効果については触れるところがない。その不適切が合否判定という選抜判断の不当を意味するのであれば、その合否判定は取り消れるべきもの、若しくは無効の判定ということになるが、文科省は、その点に言及していないので、不適切認定を受けた私立医大当局は、何年度の入試迄遡るのか判断に窮することになる。過去の合否判定を取り消したり、無効としたりすれば、得点操作前の得点順で合否の判定を仕直さなければならぬが、ことは容易ではなく、その実効性も乏しいと考えられる。文科省が過去の入試における合否判定を不適切としながら、その後始末を本件医科大学側に委ねるのでは、受験生や在校生に対していささか無責任といわざるをえない。

そもそも私立大学の選抜判断に干渉するとして、なにを基準にその可否

を判断するのだからである。それはおそらく大学設置基準のいう「公正」という観念に拠ってのことと思われるが、文科省はその公正の意義を、不適切の事例を掲げることによって示しているように思われる。

今回の文科省の入学者選抜に対する介入は、文科省が従来の方針を変えて入学者の選抜の不適切を理由に、私学振興助成金の運用を通して私立医大に対する支配の強化を図ったのではないかと勘繰る向もある。

ところで不公平な得点操作が行われることを秘した入試の結果、不合格とされた受験生が既に納付した受験料の返還を求められることができるか否かは問題である。この場合の受験生はその成績次第では、たとえ得点の操作がなされても、合格する可能性があったとすれば、合格の機会を与えたことで受験料はその目的を果たしたことになる、学校側は返還の義務を負わないと考えられる。ただ得点の操作によって合格の機会が事実上閉ざされる場合は、受験の拒否と同視して、受験料は返還すべきであろう。

11 私立医大と入学試験

今回問題とされたのは私立の医大であるが、私立医大の入学者選抜は、在学契約の相手方当事者の選定行為であると共にそれは同時にその経営する附属病院の勤務医師の採用試験の性格を有するとの指摘がある。通常、附属病院の勤務医の供給源は、主として当該医大の卒業生であることから、入学試験はその勤務医の採用試験の一面を有するというのである。それ故に入学者の選抜方法については、当該医大の診療体制や経営政策の影響を受けざるをえないといえる。

今回問題とされた東京医科大の女子受験生に対する一律の得点操作による差別的選抜も、附属病院の医療体制上の要求が影響しているようである。女子受験生を本来の得点に従って合格させることは、附属病院勤務の女性医師を増すことに通じ、その結果として診療科目の制約や出産・育児等女性特有の属性により、診療の主役を男性医師が担わざるをえなくなるという事情から、男性優位の選抜を意識的に行っていたことが窺われる。私立

医大にとっては、附属病院の診療体制如何は、病院収入を左右し、医大の財政に影響をもたらすので、この点を考慮するならば、私立医科大学の入学試験は、優秀な入学者を発掘する場だけでなく、附属病院の勤務医の確保という経営上の意向を反映させる場でもあり、得点操作による選抜を公正を欠く選抜方法として非難することは問題である。その是非は社会的相当性の見地から判断すべきである。

そもそも在学契約の相手方選定行為としての入学試験に公正が要求される理由はどこにあるのかであるが、それはいうまでもなく、受験生に対して入学の機会を平等に保障するためである。この責務は本来国公立の学校が負うべき責務である。仮りに私学もその責務を負うとしても、それは私学の自主性を損なわない限度においてであることは前述した。多くの私立大学はその入学者の大部分を一般入試で選抜し、一部をそれぞれの大学が独自の方法で選抜しているのが実情のようである。

12 私立大学の変則的選抜入試

一律の得点操作による入学者の選抜自体が不当でないとしても、これを募集要項に記載せずに行うことの可否である。入学者選抜が適正か否かは、それぞれの選抜毎に判断されるので、選抜の個数が問題となる。入学者選抜に一般入試と推薦入学とを併用する場合、入学定員を両者で分かち合う場合は選抜は1個であるから、同一条件の下での学力競争の観点からは公正な選抜とはいえないことになるが、それぞれについて入学定員を定めているときは、一般入試入学と推薦入学とは別個の選抜となり、同一選抜の内での複数の選抜手段ではないため、不公正の問題は生じないことになることは前述した。募集要項の記載もこの観点からなされなければならない。私立大学については大学設置基準2条の2の適用はないと解する立場では、選抜手段の併用による不公正問題は生じない。同条項の適用を受ける大学が推薦入学等の変則的選抜を行う場合には、これを一般入試による選抜の内で行うのか、それとも別個の選抜して行うのかを決める必要がある

が、変則的選抜の公正問題を避けるとすれば、変則的選抜を一般入試とは別個の選抜、例えば、二次募集や前期・後期の分割入試の如く行う必要があり、募集要項には、その入学定員や選抜条件を明示すべきである。

ところで変則的選抜による入学者は、通常少数にとどまり、一般入試の合格率にさほど影響を及ぼすことはないので、一般入試と並んで当該選抜の手段とされても、その記載の有無が、受験生の受験意思を左右することは少ないと考えられる。したがって併用される変則的選抜の記載は、必要不可欠とまではいい難いが、収容定員の少ない大学では、変則的選抜や得点操作は、一般入試の合格率や合格者の性別に影響を及ぼす虞れがあるので募集要項に変則的選抜の内容を明記すべきであろう。

13 お わ り に

東京医科大学の入学者選抜の不適切認定を機会に大学就中私立大学における入学者の差別的選抜について考察したが、今回の文科省による一連の措置はマスコミの論調を利用して、入学者選抜という在学契約の相手方選定にまで立ち入ったもので、私立大学としては軽視できない処置である。この機会に大学設置基準2条の2が規定する公正な選抜の意義及びその適用範囲について考究する必要がある。今日、国立大学での入学者選抜において実施されているセンター試験と各大学が行っている個別試験（AO方式、調査書方式も含め）との組合せ等選抜方法の多様化は一般人の理解を困難にしているが、同一条件の下での競争試験という公正の基本的要請がどのように生かされているか、それらの選抜について検証する必要がある。

今回不適切とされた本件私立医大側は、差別的変則選抜した理由については、私学振興助成金への影響を考えてか、文科省の認定に対し積極的な反論を控えているように見受けられるが、ことは私学の生命線ともいえるべき自主性に対する国の介入の是非であり、主張すべきことは主張して世間一般の判断を仰ぐべきであった。